



サンプル

コンテンツ

- ・担当部署ガイド
- ・担当部署MAP
- ・掲載内容と期待される効果
- ・使い方
- ・「その他50法令」の概要と要調査項目、福岡県における適用の有無一覧と確認方法等

らくらく行政調査手帳

福岡県版

平成25年7月1日付

九州・住宅流通促進協議会●発行

不動産鑑定士行政調査研究会●編著

一般社団法人九州・沖縄不動産鑑定士協会連合会●監修

チェック	調査項目	担当部署	所 在	TEL	FAX	備 考
	用途地域等	政策推進室	赤村役場 1 階	(代) 0947-62-3000	0947-62-3007	都市計画区域外
	道路関係（市町村道、幅員）	産業建設課	赤村役場 2 階	(代) 0947-62-3000	0947-62-3007	
	建築基準法上の道路種別・位置指定道路等	—	—	—	—	
	同上（県）	田川県土整備事務所 建築指導課	田川市大字伊田 4543-1	0947-42-9117	0947-42-8760	県土整備事務所所在一覧参照
	上水道	産業建設課	赤村役場 2 階	(代) 0947-62-3000	0947-62-3007	簡易水道
	下水道	—	—	—	—	下水道無（浄化槽問い合わせは住民課）
	都市ガス	—	—	—	—	
	建築確認・検査済証等（市町村）	産業建設課	赤村役場 2 階	(代) 0947-62-3000	0947-62-3007	
	同上（県）	田川県土整備事務所 建築指導課	田川市大字伊田 4543-1	0947-42-9117	0947-42-8760	県土整備事務所所在一覧参照
	埋蔵文化財	教育委員会	赤村役場 1 階	(代) 0947-62-3000	0947-62-3007	FAX での問合せ可
	固定資産税等	総務課	赤村役場 1 階	(代) 0947-62-3000	0947-62-3007	
	航空法による高さ制限	—	—	—	—	
	開発関係	政策推進室	赤村役場 1 階	(代) 0947-62-3000	0947-62-3007	
	土壌汚染関係（市町村）	住民課	赤村役場 1 階	(代) 0947-62-3000	0947-62-3007	
	同上（県）	嘉穂・鞍手保健福祉環境事務所 環境指導課	飯塚市新立岩 8-1 飯塚総合庁舎	0948-21-4814	0948-23-4162	土壌汚染対策法関係は別紙 水質汚濁防止法・下水道法関係は〔県 HP〕→〔水質汚濁防止法等に基づく特定事業場等一覧表〕
	学校区	教育委員会	赤村役場 1 階	(代) 0947-62-3000	0947-62-3007	
	農地関係（農用地の確認等）	産業建設課	赤村役場 2 階	(代) 0947-62-3000	0947-62-3007	
	同上（農地転用等）	農業委員会	赤村役場 2 階	(代) 0947-62-3000	0947-62-3007	
	保安林・地域森林計画対象民有林	産業建設課	赤村役場 2 階	(代) 0947-62-3000	0947-62-3007	
	同上（県）	飯塚農林事務所 林業振興課	飯塚市新立岩 8-1 飯塚総合庁舎	0948-21-4966	0948-24-1134	農林事務所所在一覧参照
	登記関係	福岡法務局 田川支局	田川市中央町 4-20	0947-44-1431	—	法務局所在一覧参照
	崖地条例（県条例）等	産業建設課	赤村役場 2 階	(代) 0947-62-3000	0947-62-3007	
	砂防・地すべり・急傾斜地等（市町村）	産業建設課	赤村役場 2 階	(代) 0947-62-3000	0947-62-3007	
	同上（県）	田川県土整備事務所 用地課管理係	田川市大字伊田 4543-1	0947-42-9112	0947-42-8761	県土整備事務所所在一覧参照／「砂防指定地」等は県砂防課 HP で閲覧可（検索方法は別紙）
	特別高圧送電線下周辺の造成及び建築等行為	㈱九電ハイテック 北九州支社 飯塚支所	飯塚市鯉田 2109-1	0948-22-8709	0948-29-3893	FAX での問合せ可
	ハザードマップの閲覧	総務課	赤村役場 1 階	(代) 0947-62-3000	0947-62-3007	〔村 HP〕→〔暮らしに関する情報〕→〔山地災害危険箇所について〕
	揺れやすさマップの閲覧					〔地震のゆれやすさ全国マップ〕（内閣府）で検索



45 東峰村

都市計画法・建築基準法を除く 50 法令のうち福岡県内で適用の可能性がある法令

宅地建物取引業法施行令第 3 条 1 項各号の法令の要調査事項、区域指定等の有無、HP からの検索方法等

チェック	号	法令名 (略称等)	担当部署	要調査事項 (規制がある区域等)	指定等の有無	HP からの検索方法等
	4	都市緑地法	—	「緑地保全地域」・「特別緑地保全地区」・「緑地協定」等の指定等	×	—
	5	生産緑地法	—	「生産緑地地区」の指定等	×	—
	5の3	景観法、景観条例	—	「景観計画区域」・「景観地区」・「景観協定」等の指定等／「景観条例」の有無等	×	—
	6	土地区画整理法	—	施行中の土地区画整理事業の区域(地区)内か否か	×	—
	6の3	地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律(地方拠点都市法)	—	「拠点業務市街地整備土地区画整理促進区域」の指定等	×	—
	11	流通業務市街地の整備に関する法律(流通業務市街地整備法)	—	「流通業務地区」の指定等	×	—
	12	都市再開発法	—	「市街地再開発促進区域」の指定等	×	—
	12の3	集落地域整備法	—	「集落地区計画」の区域の指定等	×	—
	12の5	地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律(歴史まちづくり法)	—	「歴史的風致維持向上地区計画」の区域の指定等	×	—
	13	港湾法	—	「港湾区域」(国、県が指定)、「臨港地区」等の指定等	×	—
	14	住宅地区改良法	—	住宅地区改良事業の「改良地区」の指定等(国交大臣が指定)	×	—
	15	公有地の拡大の推進に関する法律	企画振興課 (小石原庁舎)	「都市計画施設」の区域内等の土地取引の事前届出制、地方公共団体への買取申出制等	○	「都市計画施設」等の区域内等の土地、道路等の区域内の土地(200㎡以上)、市街化区域内の土地(5,000㎡以上)等は事前届出が必要
	16	農地法	農林建設課 農業委員会(宝珠山庁舎)	「農用地」の指定、転用の可否等	○	HP からの検索不可
	17	宅地造成等規制法	—	「宅地造成工事規制区域」等の指定等	×	—
	17の2	都市公園法	—	「公園一体建物に関する協定」締結の有無等	×	—
	18	自然公園法	県環境部 自然環境課	「特別地域」等の指定等	○	[県 HP] → [サイト内検索: 耶馬日田英彦山国定公園]
	18の4	都市の低炭素化の促進に関する法律	—	「樹木管理協定」の締結の有無等	×	—
	19	河川法	一級河川: 地方整備局 / 二級河川: 県土整備事務所 / 準用・普通河川: 農林建設課 (宝珠山庁舎)	「河川区域」・「河川保全区域」・「河川予定地」・「河川保全立体区域」等の指定等	○	HP からの検索不可
	20	海岸法	—	「海岸保全区域」・「一般公共海岸区域」等の指定等	×	—

21	砂防法	朝倉県土整備事務所 用地課管理係	「砂防指定地」の指定(国交大臣)等	○	〔福岡県県土整備部砂防課 HP〕 → 〔砂防指定地・地すべり防止区域・急傾斜地崩壊危険区域〕 → 〔指定地一覧表〕
22	地すべり等防止法	朝倉県土整備事務所 用地課管理係	「地すべり防止区域」の指定等	○	〔福岡県県土整備部砂防課 HP〕 → 〔砂防指定地・地すべり防止区域・急傾斜地崩壊危険区域〕 → 〔地すべり防止区域一覧表〕
23	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(急傾斜地法)	朝倉県土整備事務所 用地課管理係	「急傾斜地崩壊危険区域」の指定等	×	〔福岡県県土整備部砂防課 HP〕 → 〔砂防指定地・地すべり防止区域・急傾斜地崩壊危険区域〕 → 〔急傾斜地崩壊危険区域一覧表〕
23の2	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(土砂災害防止対策推進法)	朝倉県土整備事務所 用地課管理係	「土砂災害警戒区域」(知事)の指定等	○	〔福岡県県土整備部砂防課 HP〕 → 〔土砂災害警戒区域図〕
24	森林法	農林建設課(宝珠山庁舎) 県農山漁村振興課	「保安林」(農水大臣)、「地域森林計画対象民有林」(知事)等の指定等	○	HPからの検索不可
25	道路法(幅員・市町村道の確認以外)	農林建設課(宝珠山庁舎)	「道路一体建物に関する協定」、「利便施設協定」、「道路予定地」等の指定等	○	「道路予定地」内の土地の形質の変更等は許可が必要
27	土地収用法	用地担当課	「起業地」内か否かの確認	○	HPからの検索不可
28	文化財保護法	教育課(宝珠山公民館)	「伝統的建造物群保存地区」の指定、「周知の埋蔵文化財包蔵地」の指定等	○	HPからの検索不可
29	航空法	福岡空港事務所	「高さ制限」の確認等	×	該当なし
30	国土利用計画法	企画振興課(小石原庁舎)	一定規模以上の土地取引の事後届出制等	○	市街化:2,000㎡以上/調区・非線引き:5,000㎡以上/準都市・都計外:10,000㎡以上の土地取引は知事に事後届出が必要
31	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	県廃棄物対策課	廃棄物が地下にある「指定区域」の指定等	×	—
32	土壌汚染対策法	県環境保全課	「要措置区域」、「形質変更時要届出区域」の指定等、大規模な土地の掘削等の事前届出制	○	3,000㎡以上の土地の掘削等は事前届出が必要。現状は「要措置区域」等の指定なし/〔県 HP〕 → 〔サイト内検索:土壌汚染対策について〕 → 〔要措置区域及び形質変更時届出区域の指定状況〕
33	都市再生特別措置法	—	「都市再生歩行者経路協定」の締結の有無等	×	—
34	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(バリアフリー新法)	—	「移動円滑化経路協定」の締結の有無等	×	—

地区計画・建築協定・開発指導要綱等・固有の条例等

チェック	項目	担当部署	要調査事項	指定等の有無	HPからの検索方法等
	地区計画	—	地区計画による建築制限等	×	—
	建築協定	—	建築協定による建築物の制限等	×	—
	開発行為等整備要綱	—	開発許可の技術基準等	×	—

この本に掲載されている内容と期待される効果

本書は、重要事項説明書の作成に携わられている宅建業者の皆様の「業務の効率化」と作成される重要事項説明書の「内容の正確性」を高めるために作成しました。

このような目的のため、本書は、二つの部分に分かれます。一つは、重要事項説明書の行政調査作業の時間短縮を目指した「行政調査の調査先」である市町村等の担当部署の列挙とその調査項目に対するホームページ等からの調査方法及びその位置を記した地図からなる部分。もう一つは、宅建業法で相手方に説明が必要な 50 の法令（平成 25 年 7 月 1 日現在、都市計画法・建築基準法を除く）に関する部分です。

掲載内容①

行政調査の調査先 (担当部署ガイド・市町村役場以外の行政機関等所在一覧)

このページでは、通常、重要事項説明書に記載が必要な都市計画法・建築基準法等の法令や上下水道・都市ガス等のインフラをはじめ、ハザードマップの閲覧に至るまでの各調査項目を、福岡県内の全 60 市町村について、「担当部署ガイド」として行政調査の調査先である市町村等の担当部署や、県の出先機関・法務局等の所在・連絡先(TEL、FAX)及び、調査すべき各項目がホームページで内容確認できる場合の検索方法等を掲載しました。担当の部署とのやり取りが FAX で可能な場合はその旨の記載をしています。

この「担当部署ガイド」は通常の宅地の調査だけでなく、対象となる物件が農地や山林の場合でも対応できるものになっています。また、近年、市町村合併等により市町村の各担当部署が旧役場である支所に分かれていることによる調査の時間的ロスをなくすため、各事務所

の電話・FAX 番号とともに、市町村ごとの担当部署の所在をプロットした地図を作成しました。これにより、わざわざ市町村役場まで行かなくても電話や FAX であらかじめ調査できることを明確にし、さらに、調査が必要な部署が支所等にわかれている場合にも、位置関係から調査の計画を立てる（行く順番をあらかじめ決めておく）ことにより、時間の短縮に貢献することができるといえます。

また、市町村の担当部署だけでなく、県の出先機関である県土整備事務所・保健福祉環境事務所・農林事務所、並びに法務局、都市ガス事業者、電力会社等のそれぞれの事務所の位置も、その管轄区域とともに一覧にしていますので、調べようとしている物件が所在する地域を管轄している役所等がどこであるかで迷うことはなくなります。

本書の使い方

本書は、重要事項説明書を作成するための調査先や調査方法等を網羅した書籍です。

その使い方としては、調査すべき物件がある場合、まず、①その物件が存する市町村の「担当部署ガイド」とその次の「その他 50 法令」のページをコピーすることをお勧めします。この本を開いて A 3 サイズ又は B 4 サイズでコピーされるとよいでしょう。

そして、②コピーした市町村ごとのページのうち「担当部署ガイド」のページで、調査が必要と思われる項目を確認してください。同時に、「その他 50 法令」のページでも同様に、規制等のある法令（網掛けのしていない法令）のうち、調査不要と思われる法令をチェックしましょう。左端のチェック欄を有効に使われると効率が上がります。この際の調査の要不要の判断は、例えば、調査物件が「宅地」の場合は、農地法・森林法等は調査不要という常識的な判断や、「要調査事項」の内容をみて、判断をすることになります。調査が必要と思われる法令で、「要調査事項」の欄の説明だけでは何を確認すべきかわからない場合には、「『その他 50 法令』の概要」のページで、その法令で調査が必要とされている条文から、調査が必要な項目を確認しておくことができます。

③調査が必要と思われる法令等については、実際に市町村等に聞き取り調査に行く前に、ホームページで内容を確認しておくことと実際の調査がスムーズにいくと思われれます。

④何を調査すべきかを明確にしたうえで、「担当部署ガイド」と「担当部署 MAP」を見て調査が必要な部署に実際のヒアリング調査に行くこととなります。このような手順を踏んだ調査を行っていただく、調査漏れの少ない、迅速な行政調査が可能になると思われれます。

免責について

本書は、平成 25 年 7 月 1 日時点における法令について調査を行っております。情報の正確性については万全を期しておりますが、完全に全ての誤りをなくすことは極めて困難です。また、各法令は随時改正等が行われる可能性があり、新しい法律も不定期に施行されます。行政機関の担当部署・連絡先等も変更の可能性もあります。よって、利用者は、自己の責任において、この書籍をご利用ください。

「九州・住宅流通促進協議会」、「不動産鑑定士 行政調査研究会」、「一般社団法人 九州・沖縄不動産鑑定士協会連合会」は、この書籍の利用に伴って発生した利用者のいかなる不利益についても責任を負いかねます。

掲載内容②

その他 50 法令のうち福岡県で適用の可能性がある法令等

次に、調査すべき法令についてですが、都市計画法・建築基準法について、用途地域・容積率・建ぺい率・接道義務等は当然調査されると思います。しかし、それらを除く 50 の法令（いわゆる「その他 50 法令」）は、宅建業法で「少なくともこれだけは調べなさい」ということになってはいるものの、その数があまりに多いために、踏み込んだ調査を断念するケースもあったのではないかと思います。

この 50 法令について、我々は、①まず、宅建業法施行令第 3 条第 1 項の各号に書いてある法令の条文を読み込み、②福岡県において地理的・法令的内容的に適用されない法律を除外し、③各法令の調査すべき条文から調査すべき項目等（規制等）を明確にして、④その規制（〇〇規制区域）等の指定が各市町村にあるか否かを国交省・県・市町村のホームページの確認、ヒアリングによる確認を通じて、⑤「規制がある区域等」の指定の有無を、法令ごとに表示しました。これにより、

規制等がない法令を確認し、調査が必要な法令に集中することができます。規制等がない法令については網掛けをし、「指定等の有無」の欄に×印をつけています。（ただし、×印がついていても、その法令自体の適用がないことを意味しているわけではありません）また、それぞれの法令の「規制がある区域等」が市町村や県のホームページで検索可能か否か及び可能な場合には、その検索方法等を掲載しています。

そのほかにも、不動産の利用等に影響を及ぼす、市町村ごとの「地区計画」・「建築協定」・「開発指導要綱等」のほか、「市町村独自の条例」を読み込み、そのうち、不動産の利用に影響を及ぼすと考えられるものをピックアップしました。こちらも市町村のホームページからの検索方法等を掲載しています。これにより、土地取引の際に知っておくべきほとんどの規制等については、本書で掲載できたものと自負しています。

「その他 50 法令」の概要と要調査項目、 福岡県における適用の有無一覧と確認方法等

宅建業法第 35 条第 1 項第 2 号では、「宅建業者は相手方等に対して、その者が取得等をしようとしている宅地等について、その売買等の契約が締結するまでの間に、取引主任者をして少なくとも都市計画法・建築基準法・その他の法令に基づく制限について、宅建業法施行令第 3 条第 1 項各号で定めるものに関する事項の概要について重要事項説明書を交付して説明させなければならない」ことになっています。

ここでは、①宅建業法施行令第 3 条第 1 項各号に定められた法令を列挙し、②それらの法令の目的等を説明し、③説明を要すると定められた条文等の規制の内容等を紹介し、④その法令等が福岡県内で適用があるか否かを検討し、⑤規制がある場合の確認方法、確認する部署等を掲載しました。

また、宅建業法施行令第 3 条第 1 項各号に記載はなくても、不動産の調査において重要な条文については掲載しています。

宅建業法施行令第3条第1項各号に定める法令とその要調査項目・規制内容等（都市計画法・建築基準法を除く）

○：適用あり（1市町村でも適用がある場合） ×：適用なし

各号の番号	法令名	法令の目的等	調査を要する項目 (宅建業法施行令第3条)	規制の内容等、適用がない場合の根拠等	指定権者等	福岡県内での適用の有無	確認方法、確認する部署等
3	古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法 (古都保存法)	古都における歴史的風土の保存を図る。	8条1項	「歴史的風土特別保存地区」における建築等の《知事》の許可制 「古都」に指定されているのは、京都市、奈良市、鎌倉市、天理市、橿原市、桜井市、斑鳩町、明日香村、逗子市及び大津市であり、 福岡県は対象外である。	「歴史的風土特別保存地区」 →都市計画で定める	×	—
4	都市緑地法	都市の緑地の保全と緑化の推進を図る。 (制定時の名称は「都市緑地保全法」だったが、2004年に「都市緑地法」に改称された。)	8条1項	「緑地保全地域」内における建築等の《知事》への届出制	「緑地保全地域」 →都市計画で定める	○	県都市計画課・市町村の都市計画担当課等
			14条1項	「特別緑地保全地区」における建築等の《知事》の許可制	「特別緑地保全地区」 →都市計画で定める		
			20条1項	地区計画等区域内において条例による一定の行為を《市町村長》の許可制にすることができる	「条例」→市町村		
			29条	「管理協定」の効力→買主にも及ぶ	「管理協定」 →地方公共団体等が公告		
			35条1～3項、5～9項、36条	「緑化地域」内における「緑化率」の規制	「緑化地域」 →都市計画で定める		
			39条1項	地区計画等区域内での条例による「緑化率」の指定	「条例」→市町村		
			50条、51条5項	「緑地協定」の効力→買主にも及ぶ	「緑地協定」→所有者等全員の合意で市町村長の認可		
54条4項	「緑地協定」の設定の特則→一人協定の区域内では、要件充足により土地所有者等に効力が及ぶ	「緑地協定」 →市町村長の認可					
5	生産緑地法	農林漁業との調整を図りつつ、良好な都市環境の形成を図る。	8条1項	市街化区域内の農地等で定めた「生産緑地地区」内における建築等の《市町村長》の許可制	「生産緑地地区」 →都市計画で定める	○ (福岡市のみ) 「都市計画現況調査」より	県都市計画課・市町村の都市計画担当課等
5の2	特定空港周辺航空機騒音対策特別措置法	航空機の騒音による障害を防止し、適正かつ合理的な土地利用を図る。	5条1項、2項	「航空機騒音障害防止地区」及び「航空機騒音障害防止特別地区」内における建築等の制限→防音上有効な構造に。特定空港に指定されているのは成田空港のみ（施行令1条）。 福岡県は対象外である。	「航空機騒音障害防止地区」及び「航空機騒音障害防止特別地区」 →都市計画に定める	×	—
5の3	景観法	都市、農山漁村等における良好な景観の形成を促進する。 (都道府県や市町村は「景観行政団体」になることができ、「景観行政団体」になれば「景観計画」を作成して「景観計画区域」で届出や勧告による緩やかな規制や、「景観地区」の指定による建築物等の色やデザインの規制をすることができる。)	16条1項、2項	「景観計画区域」内における建築等の《景観行政団体の長》への届出制	「景観計画区域」 →景観行政団体が定める	○	県都市計画課・市町村の都市計画担当課等
			22条1項	「景観重要建造物」の現状変更の《景観行政団体の長》の許可制	「景観重要建造物」→「景観計画」に基づき景観行政団体の長が定める		
			31条1項	「景観重要樹木」の現状変更の《景観行政団体の長》の許可制	「景観重要樹木」→「景観計画」に基づき景観行政団体の長が定める		
			41条	「景観重要建造物」、「景観重要樹木」の「管理協定」の効力→買主にも及ぶ	「管理協定」→景観行政団体等と所有者が締結		
63条1項	「景観地区」内における建築物の建築計画の《市町村長》の認定制	「景観地区」→市町村が都市計画に定める					

5 の 3	景観法	都市、農山漁村等における良好な景観の形成を促進する。 (都道府県や市町村は「景観行政団体」になることができ、「景観行政団体」になれば「景観計画」を作成して「景観計画区域」で届出や勧告による緩やかな規制や、「景観地区」の指定による建築物等の色やデザインの規制をすることができる。)	72条1項	「景観地区」内における工作物の形態意匠等の制限	工作物の制限 →市町村が定める	○	県都市計画課・市町村の都市計画担当課等	
			73条1項	「景観地区」内における開発行為等の制限	開発行為等の規制 →市町村が定める			
			75条1項、 2項	「準景観地区」内における一定の行為の制限 (「景観地区」に準ずる)	「準景観地区」の指定 →市町村			
			76条1項	地区計画等の区域内の建築物等の形態意匠の制限	形態意匠の制限→条例により市町村が定める			
			86条、 87条5項	「景観協定」の効力→買主にも及ぶ	「景観協定」→土地所有者全員の合意で締結し、景観行政団体の長が認可			
6	土地区画整理法	都市計画区域内の土地で、土地の区画形質の変更を行い、公共施設の整備及び宅地の利用の増進を図る。	76条1項	土地区画整理事業の施行地区内における建築等の《知事(国交大臣)》の許可制→換地処分の公告の日まで	○	県都市計画課・市町村の区画整理担当課等		
			99条1項、3項	仮換地指定に伴う従前の宅地の使用収益の制限				
			100条2項	使用収益停止処分に伴う使用収益の制限				
6 の 2	大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法	大都市地域における住宅及び住宅地の供給を促進するため、大量の住宅及び住宅地の供給と良好な住宅街区の整備とを図る。	83条、7条1項、 26条1項、 67条1項	「大都市地域」は都の区域(特別区の存する区域に限る。)及び市町村でその区域の全部又は一部が首都圏整備法に規定する既成市街地若しくは近郊整備地帯、近畿圏整備法に規定する既成都市区域若しくは近郊整備区域又は中部圏開発整備法に規定する都市整備区域内にあるものの区域をいう。 福岡県は対象外である。	×	—		
6 の 3	地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律 (地方拠点都市法)	地方拠点都市地域の都市機能の増進と居住環境増進の措置を講じ、過度に産業業務施設が集積している地域から、地方拠点都市への産業業務施設の移転を促進する。	21条1項	「拠点業務市街地整備土地区画整理促進区域」内の建築等の《知事》の許可制(「拠点業務市街地土地区画整理促進区域」とは、地方拠点都市地域の市街化区域のうち、中心市街地等に生じた工場跡地や鉄道施設跡地等の空閑地を含む地区で開発整備が進んでいない区域等が指定される) 国交省 HP「都市計画現況調査」では指定なし。	「拠点業務市街地整備土地区画整理促進区域」 →都市計画で定める。	○ (「地方拠点都市地域」には福岡県北部と久留米周辺が指定されている)	県都市計画課・市町村の都市計画担当課等	
6 の 4	被災市街地復興特別措置法	大規模な火災や地震その他の災害を受けた市街地の復興を推進するための法律。	7条1項	「被災市街地復興推進地域」内における建築行為等の《知事》の許可制	「被災市街地復興推進地域」 →都市計画で定めることができる。	×	(国交省 HP「都市計画現況調査」では指定なし)	—
7	新住宅市街地開発法	人口集中の著しい市街地の周辺の地域において居住環境の良好な住宅地を大量に供給することを目的とする。	31条	「新住宅市街地開発事業」により造成された宅地での建築義務	「新住宅市街地開発事業」 →都市計画事業として施行	×	(国交省 HP「都市計画現況調査」では指定なし)	
			32条1項	造成宅地等に関する権利の処分の制限→《知事》の承認				
7 の 2	新都市基盤整備法	人口の集中の著しい大都市の周辺の地域における新都市の建設に関し、基盤の整備を図る。	39条	「新都市基盤整備事業」に係る土地整理における仮換地指定に伴う従前の宅地の使用収益の制限	「新都市基盤整備事業」 →都市計画事業として施行される。	×	—	
			50条	建築物の建築義務				
			51条1項	「開発誘導地区」内の土地等に関する権利の処分の《知事》の承認制				

宅建業法施行令第3条第1項各号に定める法令とその要調査項目・規制内容等（都市計画法・建築基準法を除く）

○：適用あり（1市町村でも適用がある場合） ×：適用なし

各号の番号	法令名	法令の目的等	調査を要する項目 (宅建業法施行令第3条)	規制の内容等、適用がない場合の根拠等	指定権者等	福岡県内での適用の有無	確認方法、 確認する部署等
8	旧公共施設の整備に関する法律 (旧市街地改造法)	都市再開発法の制定により廃止されたが、都市再開発法施行の際(S44.6.14)現に施行されている防災建築街区造成事業についてはなお効力を有するとされている。	13条1項	「防災建築街区造成事業」の施行区域内における建築等の《国土交通大臣》又は《知事》の許可制。 国交省HPの「都市計画現況調査」では福岡市中央区清川一丁目の中に「市街地改造事業」が存するが、福岡市でのヒアリングでは同建物は解体済みとのこと。従って、 福岡県では適用がないと判断した。	「防災建築街区」の指定 →国土交通大臣	×	県都市計画課・市町村の都市計画担当課等
9	首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律 (首都圏等整備法)	首都圏の建設とその秩序ある発展を図る。	25条1項	「工業団地造成事業」により造成された工場敷地の処分の制限。 首都圏とは、東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県、茨城県、栃木県、群馬県、山梨県であり、 福岡県は対象外である。	—	×	—
10	近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律 (近畿圏等整備法)	近畿圏の建設とその秩序ある発展を図る。	34条1項	「工業団地造成事業」により造成された工場敷地の処分の制限。 近畿圏とは、福井県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県であり、 福岡県は対象外である。	—	×	—
11	流通業務市街地の整備に関する法律 (流通業務市街地整備法)	大都市における流通機能の向上、道路交通の円滑化を図る。	5条1項	「流通業務地区」内における流通業務施設以外の施設の建設等の行為の《知事・指定都市・中核市の長》の許可制	「流通業務地区」 →都市計画で定める	○ 福岡市・粕屋町に「流通業務地区」あり (国交省HP「都市計画現況調査」)	県都市計画課・市町村の都市計画担当課等
			37条1項	「流通業務団地造成事業」に伴う流通業務施設の建設義務	「流通業務団地造成事業」 →都市計画事業として施行		
			38条1項	造成敷地等に関する権利の処分の制限《知事の承認》			
12	都市再開発法	都市における土地の高度利用と都市機能の更新を図る。	7条の4第1項	「市街地再開発促進区域」内における建築行為の《知事》の許可制	「市街地再開発促進区域」 →都市計画で定める	○ 「小倉駅南口東地区」に市街地再開発事業予定地あり	県都市計画課・市町村の再開発担当課等
			66条1項	「第1種市街地再開発事業」の施行区域内における建築行為等の《知事》の許可制	「第1種市街地再開発事業」 →都市計画事業として施行		
12の2	幹線道路の沿道の整備に関する法律 (沿道整備法)	道路交通騒音により生ずる障害を防止し、円滑な道路交通の確保と良好な市街地の形成を図る。	10条1項、2項	「沿道地区計画」の区域内における建築等の行為の《市町村長》への届出制	「沿道地区計画」 →都市計画で定める	× 九州・沖縄に なし (国交省HP「都市計画現況調査」)	県都市計画課・市町村の都市計画担当課等
12の3	集落地域整備法	農業振興地域内において、農業の生産条件と都市環境の調和のとれた地位の整備を計画的に促進する。	6条1項、2項	「集落地区計画」の区域内における建築等の行為の《市町村長》への届出制	「集落地区計画」 →都市計画で定める	○ 福岡市・久山町にあり (国交省HP「都市計画現況調査」)	県都市計画課・市町村の都市計画担当課等
12の4	密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律 (密集市街地整備法)	密集市街地における防災機能の確保を図る。	33条1項、2項	「防災街区整備地区計画」の区域内の建築等の《市町村長》への届出制	「防災街区整備地区計画」 →都市計画で定める	× 九州・沖縄に なし (国交省HP「都市計画現況調査」)	県都市計画課・市町村の都市計画担当課等
			197条1項	「防災街区整備事業」が認可された地区内の建築等の《知事》の許可制			
			230条	「個別利用区内」の宅地の使用収益の停止			

12 の 4	密集市街地における 防災街区の整備の 促進に関する法律 (密集市街地整備法)	密集市街地における防災 機能の確保を図る。	283条1項	施行予定者が定められている「防災都市計画施設」の区域内での 建築の《知事の》許可制		× 九州・沖縄に なし (国交省HP「都市 計画現況調査」)	県都市計画課・ 市町村の都市計画 担当課等
			294条	「避難経路協定」の効力→買主にも及ぶ	「避難経路協定」 →所有者等全員の合意		
			295条5項	「避難経路協定」の認可の公告があった後、協定に加わる手続等			
			298条4項	一の所有者による避難経路協定の設定《市町村長》の認可			
12 の 5	地域における歴史的 風致の維持及び向上 に関する法律 (歴史まちづくり法)	歴史的風致の維持、向上 を図る。	15条 1項、2項	「歴史的風致形成建造物」の増築(変更)等の《市町村長》への 届出制	「歴史的風致形成建造物」 の指定→市町村長	○ 福岡県では 太宰府市で 「歴史的風致 形成建造物」 あり	県都市計画課・ 市町村の都市計画 担当課等
			33条 1項、2項	「歴史的風致維持向上地区計画」の区域内における建築(変更)等 の《市町村長》への届出制	「歴史的風致維持向上地区 計画」→都市計画で定める		
13	港湾法	港湾の秩序ある整備と 適正な運営を図り、航路を 開発し、保全する。	37条1項4号	「港湾区域」・「港湾隣接地域」における工事等の《港湾管理者》 の許可制	「港湾区域」の指定 →国交大臣又は知事 「港湾隣接地域」の指定 →港湾管理者の長	○	港湾管理者 (県、福岡市、 北九州市)
			40条1項	「臨港地区」内の分区内における建築等の規制	「臨港地区」→都市計画で 定める、又は港湾管理者が 大臣の認可を受けて定める		
14	住宅地区改良法	不良住宅が密集する地区の 環境改善、健康で文化的な 生活を営むに足る住宅の 集団的建設の促進を図る。	9条1項	「住宅地区改良事業」にかかる「改良地区」における建築等の《知事》 の許可制	「改良地区」の指定 →国土交通大臣	○	官報/施行者(市 町村)が改良地区 内に行う掲示
15	公有地の拡大の推進 に関する法律	必要な土地の先買い制度、 土地開発公社の創設その他 の措置により、公有地の 拡大の計画的な推進を図る。	4条1項	「都市計画施設」の区域内等にある土地(200㎡以上等)を譲渡 しようとする場合の《知事》への届出制		○	市町村の都市計画 担当課ほか
			8条	土地の先買い等の規定に基づいて届け出た土地の譲渡の一定期間 の制限			
16	農地法	農地を農地以外のものに することを規制し、耕作者 の地位の安定及び国内の 農業生産の増大を図り、 食料の安定供給の確保を 目的とする。	3条1項	農地又は採草放牧地の権利移動の《農業委員会》又は《知事》 の許可制		○	市町村の農政 担当課等、農業 委員会
			4条1項、 5条1項	農地の転用、農地又は採草放牧地の転用のための権利移動の 《知事》又は《農水大臣》の許可制	「農業振興地域」の指定 →知事 「農用地区域」の設定 →市町村が定める「農業振興 地域整備計画」で設定		

宅建業法施行令第3条第1項各号に定める法令とその要調査項目・規制内容等（都市計画法・建築基準法を除く）

○：適用あり（1市町村でも適用がある場合） ×：適用なし

各号の番号	法令名	法令の目的等	調査を要する項目 (宅建業法施行令第3条)	規制の内容等、適用がない場合の根拠等	指定権者等	福岡県内での適用の有無	確認方法、 確認する部署等
17	宅地造成等規制法	宅地造成に関する工事等について災害の防止を図るため必要な規制を行うことを目的とする。	8条1項、 12条1項	「宅地造成工事規制区域」内における宅地造成に関する工事の《知事》の許可制、変更の《知事》の許可制	「規制区域」の指定 →知事（指定都市長） 「造成宅地防災区域」の指定 →知事（関係市町村長の意見を聞いて）	○ 福岡市・北九州市のみあり	県都市計画課及び市町村の開発関係担当課等
17の2	都市公園法	都市公園の設置及び管理に関する基準等を定める。	23条	立体都市公園とその公園の区域外の建物とが一体的な構造となる「公園一体建物」に関する協定の効力→建物の買主にも及ぶ	「立体都市公園」の指定 →公園管理者	○	公園一体建物に掲示／公園管理者の事務所
18	自然公園法	優れた自然の風景地を保護するとともに、その利用の増進を図り、もって国民の保健、休養及び教化に資すること、生物の多様性の確保に寄与することを目的とする。	20条3項	「特別地域」内における建築行為等の許可制 〔国立公園は《環境大臣》、国定公園は《知事》〕	「特別地域」の指定 →国立公園：環境大臣、 国定公園：知事	○	県環境部 自然環境課 自然公園係
			21条3項	「特別保護地区」内における建築行為等の許可制 〔国立公園は《環境大臣》、国定公園は《知事》〕	「特別保護地区」の指定 →同上		
			22条3項	「海域公園地区」内における建築行為等の許可制 〔国立公園は《環境大臣》、国定公園は《知事》〕	「海域公園地区」の指定 →同上		
			33条1項	「普通地域」内における建築行為等の届出制 〔国立公園は《環境大臣》、国定公園は《知事》へ〕	「普通地域」とは、国立・国定公園の区域のうち、「特別地域」及び「海域公園地区」に含まれない区域のこと		
			48条	「風景地保護協定」の効力→買主にも及ぶ	「風景地保護協定」の認可・ 公告→環境大臣、地方公共団体、公園管理団体等		
73条1項	都道府県立自然公園の区域内における建築行為等の制限 (都道府県の条例で規制可)	「都道府県立自然公園」の指定・行為制限→条例による					
18の2	首都圏近郊緑地保全法	首都圏の近郊整備地帯において良好な自然の環境を有する緑地の保全を図る。	13条	「管理協定」の効力→買主にも及ぶ。対象が「首都圏整備法」第24条第1項で規定される「近郊整備地帯」（東京都・神奈川県・埼玉県・千葉県・茨城県等の一部）であり、 福岡県は対象外である。	—	×	—
18の3	近畿圏の保全区域の整備に関する法律	近畿圏の保全区域内における文化財の保存、緑地の保全または観光資源の保全を図る。	14条	「管理協定」の効力→買主にも及ぶ。対象となる「保全区域」は近畿圏整備法の第14条第1項に定められる近畿圏の市町村に限られ、 福岡県は対象外である。	—	×	—
18の4	都市の低炭素化の促進に関する法律	都市の低炭素化を推進する。	43条	「樹木管理協定」の効力→買主にも及ぶ	「樹木管理協定」→市町村又は緑地管理機構が樹木等の所有者等と締結	○	県都市計画課・市町村の都市計画担当課等
19	河川法	河川を適正に利用及び総合的に管理することにより、国土の保全と開発に寄与することを目的とする。	26条1項	「河川区域」内における工作物等の新築等の《河川管理者》の許可制	「河川管理者」は1級河川： 国交大臣、2級河川：知事、 準用河川：市町村長	○	1級河川：地方整備局の事務所、 2級河川：県の事務所で河川台帳の閲覧可
			27条1項	「河川区域」内における土地の掘削等の《河川管理者》の許可制			
			55条1項	「河川保全区域」内における工作物の新築等の《河川管理者》の許可制	「河川保全区域」→「河川区域」の境界から50mを超えない範囲で河川管理者が指定		

19	河川法	河川を適正に利用及び総合的に管理することにより、国土の保全と開発に寄与することを目的とする。	57条1項	「河川予定地」における土地の掘削等の《河川管理者》の許可制		○	1級河川：地方整備局の事務所、2級河川：県の事務所で河川台帳の閲覧可
			58条の4第1項、58条の6第1項	「河川保全立体区域」・「河川予定立体区域」における土地の掘削等の《河川管理者》の許可制			
19 の 2	特定都市河川浸水被害対策法	都市部を流れる河川水害を防止することを目的とする。	9条	「特定都市河川」流域内の雨水浸透阻害行為の《知事》の許可制	「特定都市河川」→国交大臣、知事	× 福岡県では「特定都市河川」の指定なし	-
			16条1項	変更の《知事》の許可制			
			18条1項	「雨水貯留浸透施設」の機能を阻害する恐れのある行為の《知事》の許可制			
			25条1項、31条	「保全調整池」における行為の《知事》への届出制、管理協定の効力			
20	海岸法	津波・高潮などから海岸を守るとともに、海岸環境の整備と保全及び公衆の海岸の適正な利用を図ることを目的とする。	8条1項	「海岸保全区域」（公共海岸以外の私有地を含む。陸地側は、原則、春分の日の満潮時の水際線から50m以内）内における土砂の採取等の《海岸管理者→原則として知事》の許可制	「海岸保全区域」の指定→知事	○	各県土整備事務所にて「海岸保全台帳」を閲覧
20 の 2	津波防災地域づくりに関する法律	津波につよい安全な地域をつくり、国民の生命と財産を守る。	23条1項	「津波防護施設区域」における工作物等の新築等の《津波防護施設管理者（知事又は市町村長）》の許可制	「津波防護施設区域」の指定→知事又は市町村長	× 福岡県ではまだ、「津波災害警戒区域」等の指定はされていない。九州の他県でも未定	福岡県港湾課
			52条1項	「指定津波防護施設」の改築等の《知事》への届出制	「指定津波防護施設」の指定→知事		
			58条	「指定避難施設」の廃止等の《市町村長》への届出制	「指定避難施設」の指定→市町村長		
			68条	「警戒区域」内の施設の「管理協定」の効力→買主にも及ぶ			
			73条1項	「特別警戒区域」内の「特定開発行為」の《知事等》の許可制	「津波災害特別警戒区域」の指定→知事		
			78条1項	「特定開発行為」の変更等の《知事等》の許可制			
			82条	「特別警戒区域」内の「特定建築行為」の《知事等》の許可制			
			87条1項	「特定建築行為」の変更等の《知事等》の許可制			
21	砂防法	土石流や山崩れなどの土砂災害の防止を目的とする。	4条	土砂の流出による被害を防止するために砂防設備が必要な土地等である「砂防指定地」内における工作物の新築等の《知事》の許可制	「砂防指定地」の指定→国交大臣	○	各県土整備事務所にて「砂防指定地台帳」を閲覧又は県HP（砂防課）
22	地すべり等防止法	地すべり及びぼた山の崩壊を防止することを目的とする。	18条1項、42条1項	「地すべり防止区域」・「ぼた山崩壊防止区域」における一定の行為の《知事》の許可制	「防止区域」の指定→主務大臣（国交大臣、農水大臣）	○	各県土整備事務所、農林事務所にて「地すべり防止区域台帳」等を閲覧又は県HP（砂防課）
23	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（急傾斜地法）	急傾斜地の崩壊を防止することを目的とする。	7条1項	崩壊するおそれのある急傾斜地（傾斜度が30度以上の土地）で、その崩壊により一定規模以上の人家等に危害が生じるおそれのある土地等である「急傾斜地崩壊危険区域」内における一定の行為の《知事》の許可制	「急傾斜地崩壊危険区域」の指定→知事	○	現地の標識、各県土整備事務所又は県HP（砂防課）
23 の 2	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（土砂災害防止対策推進法）	土砂災害から国民の生命を守る。	9条1項、16条1項	「土砂災害警戒区域」の中でも危険性が高い「土砂災害特別警戒区域」内における住宅等一定の建築物のための開発行為（特定開発行為）の《知事》の許可制、特定開発行為の変更の《知事》の許可制	「土砂災害警戒区域」及び「土砂災害特別警戒区域」の指定→知事	○	各県土整備事務所・市町村の防災担当課又は県HP（砂防課）

宅建業法施行令第3条第1項各号に定める法令とその要調査項目・規制内容等（都市計画法・建築基準法を除く）

○：適用あり（1市町村でも適用がある場合） ×：適用なし

各号の番号	法令名	法令の目的等	調査を要する項目 (宅建業法施行令第3条)	規制の内容等、適用がない場合の根拠等	指定権者等	福岡県内での適用の有無	確認方法、 確認する部署等
24	森林法	森林の保続培養と森林生産力の増進を図る。	10条の2第1項	「地域森林計画」対象民有林における開発行為の《知事》の許可制（ゴルフ場、レジャー施設、工場、宅地、農用地、道路の造成や土砂の掘削等の土地の開発は、森林面積が0.6ha以上の場合は協議、1haを超える場合は知事の許可）	「地域森林計画」の策定→知事	○	市町村の森林担当課等。 福岡県庁（保安林台帳等）、 現地の標識（保安林の確認は登記事項だけでは不十分）
			10条の11の13	「施業実施協定」の効力→買主にも及ぶ			
			31条	「保安林予定森林」・「保安施設地区予定地区」における立竹木の伐採等の行為の《知事》による禁止			
			34条1項、2項	「保安林」・「保安施設地区」における立竹木の伐採等の行為の《知事》の許可制等	「保安林（保安施設）」等の指定→農林水産大臣		
25	道路法	道路網の整備を図る。	47条の8	「道路一体建物に関する協定」の効力→買主にも及ぶ	「道路一体建物に関する協定」→道路管理者と建物所有者で締結	○	関係地方整備局、 県もしくは市町村の事務所
			48条の19	「利便施設協定」の効力→買主にも及ぶ	「利便施設協定」→道路管理者と道路管理利便施設所有者で締結		
			91条1項	「道路予定地」内における土地の形質の変更等の《道路管理者：国交大臣・知事・市町村長》の許可制			
26	全国新幹線鉄道整備法	新幹線鉄道による全国的な鉄道網の整備を図る。	11条1項	「行為制限区域」内における土地の形質の変更等の禁止→何人もできない	「行為制限区域」の指定→国土交通大臣	× 九州での適用はない（九州地方運輸局）	九州地方運輸局 鉄道部計画課
27	土地収用法	公共事業に必要な土地等の収用等に関し、損失の補償等について規定し、公共の利益の増進と私有財産との調整を図る。	28条の3第1項	「事業認定」告示後の「起業地」における土地の形質の変更等の《知事》の許可制	事業の認定→国土交通大臣、都道府県知事	○	市町村の用地担当課等
28	文化財保護法	文化財を保存し、その活用を図る。	43条1項	「重要文化財」に関する現状変更の《文化庁長官》の許可制	「重要文化財」の指定等→文部科学大臣	○ 朝倉市、八女市、うきは市に「伝統的建造物群保存地区」の指定あり	市町村の文化財担当課等
			45条1項	「重要文化財」保存のため、地域を定めた一定の行為の《文化庁長官》による制限			
			46条1項、5項	「重要文化財」・「重要有形民俗文化財」の譲渡の制限（国に売渡しの申出必要）			
			125条1項	「史跡名勝天然記念物」に関する現状変更等の《文化庁長官》の許可制	「史跡名勝天然記念物」の指定→文部科学大臣		
			128条1項	「史跡名勝天然記念物」保存のための一定の行為の《文化庁長官》による制限			
143条1項	「伝統的建造物群保存地区」内における現状変更の《市町村の教育委員会》の許可制	「伝統的建造物群保存地区」→市町村が定める					

28	文化財保護法	文化財を保存し、その活用を図る。	182条2項	地方公共団体が指定した文化財にかかる条例による一定の行為の《地方公共団体》による制限		○ 朝倉市、八女市、うきは市に「伝統的建造物群保存地区」の指定あり	市町村の文化財担当課等
			※93条	土木工事等のための発掘に関する届出等	「埋蔵文化財包蔵地」か否かの確認の根拠条文		
29	航空法	航空機による輸送の安全を確保し、その利用者の利便の増進を図る。	49条1項	「公共飛行場」等周辺の地域における建築物等の高さの制限		○	大阪航空局 福岡空港事務所
			56条の3第1項	「第1種空港」等周辺の地域における建築物等の高さの制限			
30	国土利用計画法	計画的な国土の利用を図る。	14条1項	「規制区域」内における土地売買等の契約の《知事》の許可制	「規制区域」の指定→知事	○	県総合政策課 市町村担当課
			23条1項	一定規模以上の土地の売買等の《知事》への事後届出制 (市街化区域：2,000㎡以上、市街化区域を除く都市計画区域：5,000㎡以上、都市計画区域以外の区域：10,000㎡以上等)			
			27条の4第1項・3項	「注視区域」・「監視区域」における土地の売買等の《知事・指定市の長》への事前届出制	「注視区域」・「監視区域」の指定→知事又は指定都市の長		
31	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	廃棄物の排出抑制と処理の適正化により、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図る。	15条の19第1項、3項	廃棄物が地下にある「指定区域」内の土地の形質の変更の《知事》への事前届出制	「指定区域」の指定→知事	○	県廃棄物対策課 「指定区域台帳整理簿」あり
32	土壌汚染対策法	有害物質による市街地の土壌汚染の状況を把握し、土壌汚染による人の健康被害を未然に防止する。	9条	「要措置区域」内の土地の形質の変更の禁止→何人もできない	「要措置区域」の指定→知事	○	県環境保全課 県HP 市役所の環境担当課等
			12条1項、3項	「形質変更時要届出区域」内の土地の形質の変更時の《知事》への事前届出制ほか	「形質変更時要届出区域」の指定→知事		
			※4条	3,000㎡以上の土地の掘削等の《知事》への事前届出制			
33	都市再生特別措置法	近年の急速な情報化、国際化、少子高齢化に対応した都市機能の高度化、都市の居住環境の向上を図る。	45条の7	「都市再生歩行者経路協定」の効力→買主にも及ぶ	「都市再生歩行者経路協定」→所有者等が全員の合意で締結	福岡市・北九州市 で有	都心再生課 (福岡市) 事業調整課 (北九州市)
			45条の8第5項	「都市再生歩行者経路協定」の認可の公告のあった後に協定に加わった場合の効力→買主にも及ぶ			
			45条の11第4項、45条の20	一の所有者による「都市再生歩行者経路協定」の設定			
34	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律 (バリアフリー新法)	高齢者、障害者等の移動上及び施設の利用上の利便性及び安全性の向上の促進を図る。	46条	「移動等円滑化経路協定」の効力→買主にも及ぶ	「移動等円滑化経路協定」→所有者等が全員の合意で締結	○ 「移動等円滑化経路協定」の締結の例はまだない	市町村の都市計画担当課等
			47条3項	「移動等円滑化経路協定」の認可公告後に加入した協定の継承→買主にも及ぶ			
			50条4項	一人協定の継承→買主にも及ぶ			
35	東日本大震災復興特別区域法	東日本大震災からの復興の円滑かつ迅速な推進と活力ある日本の再生を図る。	64条4項、5項	「届出対象区域」内の土地の区画形質の変更等の《被災関連市町村長》への事前届出制。適用対象市町村は、東北各県及び北海道の一部であり、 福岡県は対象外である。	—	×	—

※印は宅建業法施行令第3条第1項に記載はないものの、不動産の調査において重要な条文